

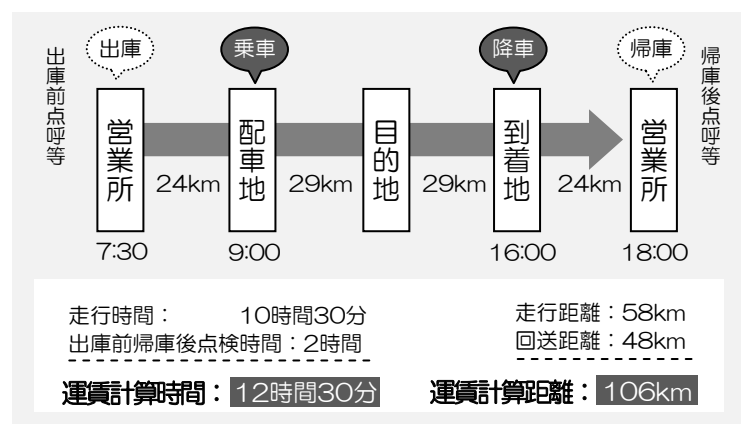
中部運輸局三重運輸支局（平成26年4月）

国土交通省では貸切バスを安全・安心にご利用いただくため、平成26年4月付けで貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業）の運賃・料金制度を改正しました。今後、バス会社は、この制度に基づいた運賃・料金を中部運輸局に届出します。この届出内容によらず利用者と運送契約を結び、実際に運行したことが明らかとなった場合、バス会社は行政処分の対象となるため注意が必要です。

新運賃・料金制度のポイント

- **運賃は、時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。**
 - ・時間制運賃は、バス会社の営業所の位置を基準とし、出庫から帰庫までの時間に出庫点呼・帰庫点呼の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃を乗じます（最低保障は、3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします）。
 - ・キロ制運賃は、バス会社の営業所の位置を基準とし、出庫から帰庫までの回送を含めた距離にキロ制運賃を乗じます。
- **料金は、運賃とは別に適用します。**
 - ・深夜早朝運行料金、交替運転者配置料金、特殊車両割増料金 等を適用します。

算出方法の例



一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない
運賃・料金の額の範囲（H26.3.26中運局公示第167号）

		上限額	下限額
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	160円
		中型車	130円
		小型車	110円
時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	7,660円	5,310円
	中型車	6,470円	4,480円
	小型車	5,550円	3,850円
料金	交替運転者配置料金	20円	
	キロ制料金 (1kmあたり)	20円	
	時間制料金 (1時間あたり)	3,340円	2,310円
	深夜早朝運行料金 <small>(22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合)</small>	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内	
特殊車両割増料金	運賃の5割以内		

大型車を利用・上限額 で算出(税別)
 $時間制運賃 7,660円 \times 13時間^{※1} + キロ制運賃 160円 \times 110km^{※2} = 117,180円$

大型車を利用・下限額 で算出(税別)
 $時間制運賃 5,310円 \times 13時間^{※1} + キロ制運賃 110円 \times 110km^{※2} = 81,130円$

上限額と下限額の範囲内で運賃を決定

※1：30分以上は1時間に切り上げ ※2：10km未滿は10kmに切り上げ

申込みの際の注意事項

貸切バスの運賃・料金を確実に計算するため、バス会社に貸切バスの利用(見積、入札等)を申し込む場合、以下の事項をあらかじめお伝えいただくようお願いします。

- ① 契約を結ぶ者の氏名及び連絡先
- ② 乗車予定人員
- ③ 車種(大型、中型、小型、特殊車両の別)及び台数
- ④ 配車日時及び場所
- ⑤ 日程表(出発時刻、終着時刻、目的地、主たる経過地、有料道路使用の有無、宿泊又は待機を要する場合はその旨、その他車両の運行に関連するもの。)
- ⑥ 運賃の支払い方法

日程の変更等、当初計画していた運行時間及び距離が変更となった場合の運賃・料金について、運行開始前の場合は再見積、運行開始後は再算出し精算する場合があります。

【貸切バスの新運賃・料金制度に関する問合せ先】

中部運輸局三重運輸支局 輸送・監査担当 電話:(059)234-8411

※貸切バス会社を選定・利用する際の注意事項等について、詳しくは「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」をご覧ください。
 国土交通省ホームページ: http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html